

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

○宮城障害者職業能力開発校規則の一部を改正する規則	(産業人材対策課)	一
告 示		
○知事指定薬物の指定	(薬務課)	一
○認証食品の認証	(食産業振興課)	二
○農用地利用配分計画の認可	(農業振興課)	二
○農用地利用配分計画の認可の申請	(同)	二
○県営土地改良事業の完了	(農村振興課)	二
○保安林の指定施業要件の変更	(森林整備課)	二
○保安林の指定施業要件の変更の予定	(同)	三
○県営住宅等の退去者に係る滞納家賃等の収納事務の委託	(住宅課)	四
公 告		
○県営土地改良事業計画の変更に伴う公告及び縦覧(二件)	(農村振興課)	四
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(契約課)	五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(警察本部会計課)	六
選挙管理委員会		
○政治団体の届出		七
○政治団体の届出事項の異動届		八
○政治団体の解散届		八
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十八年分)		九
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十九年分)		九

規 則

- 資金管理団体の届出
- 資金管理団体の届出事項の異動届
- 収用委員会
- 国道四十五号気仙沼大峠山事件裁決手続開始決定の更正決定
- 国道四十五号気仙沼大峠山事件公示送達

宮城障害者職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十二月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十九号

宮城障害者職業能力開発校規則の一部を改正する規則

宮城障害者職業能力開発校規則(昭和四十四年宮城県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第二条関係)

訓練課程	区対分象	訓練科	入校定員	訓練定員	訓練期間
普通課程	高卒	職業訓練科	10人	10人	1年
短期課程	高卒	職業訓練科	30人	30人	1年

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第千百六号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十七年宮城県条例第六十九号)第十三条第一項の規定により、次のとおり知事指定薬物を指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十九年十二月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 知事指定薬物の名称

- 1 化学名 アダマンタン-1-イル-1-ペンチル-1-ヒンダゾール-3-カルボキシラ-ト及びその塩類(通称名・ACBL(N)-1018)
- 2 化学名 1-(4-エチルフェニル)-N-(2-メトキシベンジル)プロパン-2-アミン及びその塩類(通称名・4-EA-NBOMe)
- 3 化学名 2-[4-プロモ-5-ジメトキシフェネチルアミノ]メチルフェノール及びその塩類(通称名・25B-NBOH又は2C-B-NBOH又はNBOH-2C-B)

二 指定の理由

中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚的作用(当該作用の維持又は強化の作用を含む。)を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められるため。

三 指定の効力が生ずる日

平成二十九年十二月二十日

○宮城県告示第千七百七号

宮城県認証食品認証要綱(平成十七年宮城県告示第九百号)第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十九年十二月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

認証番号	品目	申請者の氏名又は名称	製造業者の名称又は屋号	製造所等の所在地
	農産物漬物	株式会社キスケフーズ	豊屋食品工業株式会社	柴田郡柴田町大字下名生字八剣二十番地

二 認証年月日

平成二十九年十二月十二日

○宮城県告示第千八百号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十九年十二月十九日

一 農用地利用配分計画の概要

宮城県知事 村 井 嘉 浩

別冊のとおり

二 認可年月日

平成二十九年十二月十九日

○宮城県告示第千九百号

農地中間管理機構公益社団法人みやぎ農業振興公社から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第三項の規定により、当該農用地利用配分計画を平成二十九年十二月十九日から平成三十年一月九日まで、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年十二月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

二 申請年月日

平成二十九年十二月七日

三 縦覧場所

宮城県庁(農林水産部農業振興課)

○宮城県告示第千百十号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の三第三項の規定により公告する。

平成二十九年十二月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工事完了年月日
冲富	農村地域防災減災事業(農村防災施設整備事業)	平成二十九年五月三十日

○宮城県告示第千百一十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月十九日

一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城県知事 村 井 嘉 浩

石巻市網地浜浪入田六一、六二の一、六二の二、鮫浦丸山三（次の図に示す部分に限る。）、畑田一一の四、一二の二・一二の五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
潮害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東松島市矢本字上館下九〇の一、九〇の五三

2 保安林として指定された目的
干害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

三1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市雄勝町船越字船越八の一・八の六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
落石の危険の防止

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

四1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市雄勝町雄勝字原三七の四・三七の六・三七の二四から三七の二七まで（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第千百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十九年十二月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

気仙沼市唐桑町上鮎立六五、六九、七八の一から七八の四まで、一四二の一、一四三の一、浦六七の六

2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

<p>(一) 立木の伐採の方法</p> <p>(1) 主伐は、択伐による。</p> <p>(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(二) 立木の伐採の限度</p> <p>次のとおりとする。</p> <p>二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所</p> <p>気仙沼市唐桑町上鮎立二一の一、二一の一の三、二七一・二七二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）</p> <p>二 保安林として指定された目的</p> <p>潮害の防備</p> <p>三 変更後の指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <p>(1) 主伐は、択伐による。</p> <p>(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(二) 立木の伐採の限度</p> <p>次のとおりとする。</p> <p>三一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所</p> <p>気仙沼市唐桑町鮎立二二七、二二八、宿浦二六七の二、二六八の二、浦一の二、三の二、四の二、五の二、六の四、東舞根二二二の二</p> <p>二 保安林として指定された目的</p> <p>魚つき</p> <p>三 変更後の指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <p>(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。</p> <p>鮎立二二七、二二八、宿浦二六八の二、浦一の二、四の二、五の二、六の四、東舞根二二二の二</p> <p>(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p>

<p>(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種</p> <p>次のとおりとする。</p> <p>〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>○宮城県告示第千百十三号</p> <p>地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、県営住宅、特定公共賃貸住宅及びこれらに付帯する駐車場（以下「県営住宅等」という。）の使用に係る使用料（以下「家賃等」という。）で、県営住宅等の退去者に係る滞納家賃等の収納事務を平成二十九年十二月一日次のとおり委託した。</p> <p>平成二十九年十二月十九日</p> <p>一 委託の相手方</p> <p>東京都港区芝浦三丁目十六番二十号</p> <p>ニッテレ債権回収株式会社</p> <p>二 委託期間</p> <p>平成二十九年十二月一日から平成三十二年十一月三十日まで</p> <p style="text-align: center;">公 告</p> <p>○県営二俣南地区土地改良事業（農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地整備事業））計画の変更にあたり、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第四項の規定による協議を行うので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、当該土地改良事業変更計画の概要を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該土地改良事業変更計画の概要に意見がある者は、宮城県知事に対し意見書を提出することができる。</p> <p>平成二十九年十二月十九日</p> <p style="text-align: right;">宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>一 縦覧に供する書類の名称</p> <p>県営二俣南地区土地改良事業（農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地整備事業））変更計画</p>
--

概要書

二 縦覧期間

平成二十九年十二月十九日から平成三十年一月二十三日まで

三 縦覧場所

石巻市役所及び石巻市河北総合支所

四 意見書の提出について

1 提出期限 平成三十年一月二十三日

2 提出方法 宮城県東部地方振興事務所長宛て提出してください。

送付先 〒九八六一〇八一二 宮城県石巻市東中里二丁目四の三十二

電子メールアドレス etsgsinks@pref.miyagi.lg.jp

3 意見書の様式等 様式は任意ですが、言語は日本語に限ります。また、氏名(法人名)及び連絡先を必ず記入してください。

4 意見書の取扱い 提出された意見書の内容は、石巻市役所で縦覧に供されます。また、提出された意見に対しては、個別に回答しませんので、あらかじめ御了承願います。

5 その他 電話による意見はお受けできません。

○県営川前四地区土地改良事業農村地域復興再生基盤総合整備事業(農地整備事業)計画の変更に当たり、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第四項の規定による協議を行うので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、当該土地改良事業変更計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画の概要に意見がある者は、宮城県知事に対し意見書を提出することができ。

平成二十九年十二月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

県営川前四地区土地改良事業農村地域復興再生基盤総合整備事業(農地整備事業)変更計画概要

書

二 縦覧期間

平成二十九年十二月十九日から平成三十年一月二十三日まで

三 縦覧場所

東松島市役所

四 意見書の提出について

1 提出期限 平成三十年一月二十三日

2 提出方法 宮城県東部地方振興事務所長宛て提出してください。

送付先 〒九八六一〇八一二 宮城県石巻市東中里二丁目四の三十二

電子メールアドレス etsgsinks@pref.miyagi.lg.jp

3 意見書の様式等 様式は任意ですが、言語は日本語に限ります。また、氏名(法人名)及び連絡先を必ず記入してください。

4 意見書の取扱い 提出された意見書の内容は、東松島市役所で縦覧に供されます。また、提出された意見に対しては、個別に回答しませんので、あらかじめ御了承願います。

5 その他 電話による意見はお受けできません。

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年十二月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称
柴田郡大河原町字新南四十番一、四十番二、四十番三、四十番四、四十番五、四十番六、四十番七、四十番八、四十番九、四十番十

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
柴田郡大河原町字新南三十四番地の五
仙南ハウス産業株式会社

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十九年十二月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 気象測器 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十九年十二月五日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社仙台測器社 宮城県仙台市若林区鉦町三丁目一番二十四号

五 落札金額 五千五百九十四万四千円

- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十九年十月二十四日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十九年十二月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
 - 1 調達案件及び数量 研修用システム賃貸借 一式
 - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 履行期間 平成三十年三月一日から平成三十五年二月二十八日まで
 - 4 履行場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部総務部情報管理課
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
 - 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
 - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
 - 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
 - 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

- 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

（一）入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

（二）入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

（三）入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（四）入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（五）入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

- 8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号）電話〇二二―二二―三三三五）へ平成三十年一月十一日（木）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

- 1 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇―八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二二二二二一七七一、内線二二三二）

2 入札説明書の交付期限

平成三十年一月十一日（木）午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成三十年一月二十二日（月）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間に、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、平成三十年一月三十一日（水）午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1あて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成三十年二月一日（木）午前九時三十分

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎二階二〇二会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に關する規則第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載

すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Item/Service Required : Lease of system for workshop - 1 set

2 Duration of Contract : March 1, 2018 to February 28, 2023

3 Location : Information Management Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural

Prefectural Police Headquarters, 38-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi and other places

4 Bid Deadline : January 31, 2018, 5 : 00 pm.

5 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural

Police Headquarters, 38-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan

Tel: 022-221-7171 Ext. 2232

選挙管理委員会

○宮選管告示第百六十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。 平成二十九年十二月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) 政党の支部

(イ) 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 (公職の種類(第一号)) 一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部 届出年月日

立憲民主党宮城第1区総支部
山下 章子 阿部 忠敏
仙台市青葉区一番町二五―一二
衆議院議員
○
平成二十九年十一月二十七日

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日
杉原たかしを囲む会 林 秀樹 杉原 純子 宮城郡松島町磯崎字磯崎一〇〇―二九 平成二十九年十一月二日

○宮選管告示第百六十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。
平成二十九年十二月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) 政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日
社会民主党宮城県第6区支部連合会 熊谷 義彦 主たる事務所の所在地 栗原市築館薬師台四―一〇 登米市迫町佐沼字中江二―一―七 平成二十九年十一月五日

自由民主党富谷市支部 早坂 富男 代表者の氏名 早坂 富男 山路 清一 平成二十九年十一月二十五日

立憲民主党宮城県総支部連合会 山下 章子 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区一番町二―五―一 仙台市青葉区一番町四―五―七 平成二十九年十一月二十七日

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日
愛と緑と活力ある県政研究会 坂本 嘉彦 代表者の氏名 坂本 嘉彦 大塚 千義 平成二十九年十一月十四日

MSS政策研究会 笠水上拓也 代表者の氏名 笠水上拓也 新沼 福也 平成二十九年十一月十日

の氏名 西山 慎也 代表者の氏名 笠水上拓也 新沼 福也 平成二十九年十一月十日

岡本あき子の会 山下 章子 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区一番町二―五―一 仙台市太白区長町五―三―一 平成二十九年十月十日

代表者の氏名 山下 章子 小野寺昭夫

国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体 国会議員関係政治団体以外の政治団体 平成二十九年十月二十二日

公職の種類（第一号） 衆議院議員
公職の種類（第二号） 山下 章子、衆議院議員

公職の候補者の氏名及び公職の種類（第一号） 佐藤 大樹 坪井 貴大
公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号） 後藤 兼位

吉川ひろやすを囲む会 松下 士 代表者の氏名 佐藤 大樹 坪井 貴大 平成二十九年十一月十四日

兼愛会 後藤 兼位 主たる事務所の所在地 石巻市のぞみ野四―八―七 石巻市三ツ股三丁目七―七七 平成二十九年十一月十三日

甲田りょうじ後援会 甲田 涼司 主たる事務所の所在地 仙台市泉区七北田字八乙女二―一 仙台市泉区東黒松一―三―一〇 平成二十九年十一月三日

菅原ひろのり後援会 佐藤 裕人 主たる事務所の所在地 仙台市宮城野区日の出町二―一―四 仙台市青葉区大町二―一―三 平成二十九年七月二十六日

仙台の未来を考える会 佐藤万里子 主たる事務所の所在地 仙台市宮城野区日の出町二―一―四 仙台市青葉区大町二―一―四 平成二十九年七月二十六日

宮城県歯科技工士連盟 吉田 淳 代表者の氏名 吉田 淳 佐藤 誠 平成二十九年十一月十日

守屋もりたけ後援会 守屋 守武 主たる事務所の所在地 気仙沼市赤岩館下一 気仙沼市長磯浜二八―一―一 平成二十九年十一月二十四日

吉岡しんじろう後援会 小幡 正彦 代表者の氏名 小幡 正彦 藤井 初男 平成二十九年十一月一日

○宮選管告示第百六十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。
平成二十九年十二月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

佐藤いさむ栗原連合後援会

白鳥 豊

平成二十九年十一月一日

○宮選管告示第百六十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十八年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十九年十二月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

佐藤いさむ栗原連合後援会

報告年月日 29. 11. 27 (29. 11. 1 解散)

1 収入総額	880,334
前年繰越額	604,630
本年収入額	275,704
2 支出総額	57,136
3 本年収入の内訳	
寄附	240,000
個人分	240,000
機関紙誌の発行その他の事業による収入	35,700
芋煮会	35,700
その他の収入	4
一件十万円未満のもの	4
4 支出の内訳	
経常経費	20,360
光熱水費	4,324
備品・消耗品費	16,036
政治活動費	36,776
機関紙誌の発行その他の事業費	36,776
その他の事業費	36,776

5 寄附の内訳

〔個人分〕

佐藤裕

120,000 仙台市青葉区

松本仁志

120,000 石巻市

○宮選管告示第百六十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十九年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十九年十二月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

佐藤いさむ栗原連合後援会

報告年月日 29. 11. 28 (29. 11. 1 解散)

1 収入総額	863,198
前年繰越額	823,198
本年収入額	40,000
2 支出総額	0
3 本年収入の内訳	
寄附	40,000
個人分	40,000
4 寄附の内訳	
〔個人分〕	
年間五万円以下のもの	40,000

○宮選管告示第百七十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

平成二十九年十二月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
山下 章子	衆議院議員	岡本あき子の会	仙台市青葉区一番町二一五一一	平成二十九年十月十日

○宮選管告示第百七十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項第三号の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十九年十二月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
------------------	-----------	------	---	---	-------

甲田 涼司	甲田りょうじ後援会	主たる事務所所在地	仙台市泉区七北田字八乙女二一一〇	仙台市泉区東黒松	平成二十九年十一月三日
-------	-----------	-----------	------------------	----------	-------------

守屋 守武	守屋もりたけ後援会	主たる事務所所在地	気仙沼市赤岩館下	気仙沼市長磯浜二八一	平成二十九年十一月二十四日
-------	-----------	-----------	----------	------------	---------------

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第40号

平成29年5月29日付けで当委員会が行った一般国道45号改築工事(三陸縦貫自動車道・宮城県気仙沼市松崎高谷地内から同市唐桑町只越地内まで)及びこれに伴う市道付替工事に係る裁決手続開始決定について、次のとおり更正する。

平成29年12月19日

宮 城 県 収 用 委 員 会

1 登記名義人の氏名及び住所の変更

別表1, 別表2, 別表3及び別表4の番号4の項住所の欄を次のように改める。

宮城県気仙沼市浪板365番地 ただし、登記簿上の住所	気仙沼市字浪板365番地
-------------------------------	--------------

別表2, 別表3及び別表4の番号6の項住所の欄を次のように改める。

宮城県気仙沼市浪板205番地13

ただし、登記簿上の住所 気仙沼市浪板338番地

別表1, 別表2, 別表3及び別表4の番号32の項住所の欄を次のように改める。

宮城県気仙沼市東八幡前327番地11 ただし、登記簿上の住所	気仙沼市字浪板67番地の2
-----------------------------------	---------------

別表1, 別表2, 別表3及び別表4の番号80の項氏名の欄を次のように改める。

後藤 正廣

別表1, 別表2, 別表3及び別表4の番号148の項住所の欄を次のように改める。

宮城県気仙沼市浪板205番地10 ただし、登記簿上の住所	気仙沼市浪板185番地4
---------------------------------	--------------

2 登記名義人のうち死亡している者の法定相続人の氏名及び住所の変更

別紙のとおり

(注) 別紙は、宮城県収用委員会事務局に備え置いて縦覧に供する。縦覧時間は、宮城県の執務時間を定める規則(平成元年宮城県規則第45号)に規定する県の執務時間とする。

○宮城県収用委員会告示第41号

国道45号気仙沼大峠山事件について、土地収用法(昭和26年法律第219号)第66条第3項の規定により送達すべき次の書類は、当委員会事務局において保管してあるので、来局の上その交付を受けてください。

平成29年12月19日

宮 城 県 収 用 委 員 会

1 送達すべき書類

平成29年12月15日付け宮収号外通知文

平成29年12月11日付け権利取得裁決書及び明渡裁決書

2 送達を受けらるべき者

別冊3のとおり(48人)